3．実習生が途中帰国する場合、帰国前に外国人技能実習機構に、参考様式 1-43 号「意志確認書面」のご提出が必要です。

意志と反して帰国を余儀なくされる実習生が多発した事を受け、今回の改定で実習生の意志・意向の確認が強化されました。こちらは実習生の帰国前までに外国人技能実習機構に提出する必要があり、また同書類には企業様のご署名も必要になります。お手数をお掛け致しますが、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

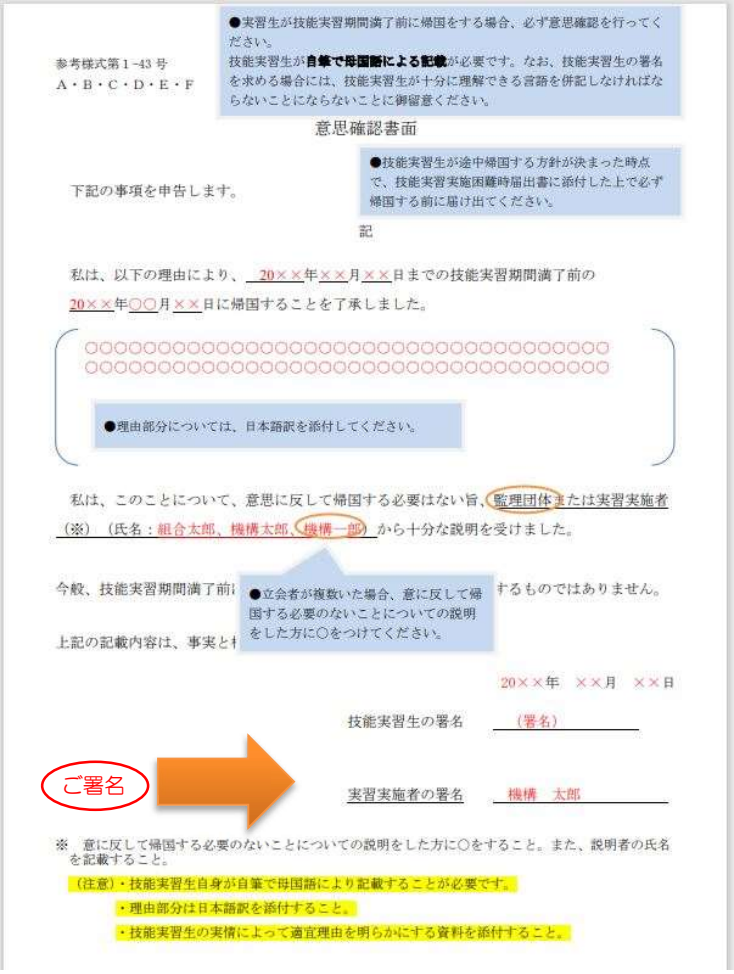

●実習生が技能実習期間満了前に帰国をする場合、必ず意思確認を行ってください。
技能実習生が**自筆で母国語による記載**が必要です。なお、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語を併記しなければならないことにならないことに御留意ください。

参考様式第１-43 号
A・B・C・D・E・F

意思確認書面

●技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、技能実習実施困難時届出書に添付した上で必ず帰国する前に届け出てください。

下記の事項を申告します。

記

私は、以下の理由により、20××年××月××日までの技能実習期間満了前の20××年○○月××日に帰国することを了承しました。

○○○